

第4章 目指すべき環境像と基本目標

第1節 目指すべき環境像

浅口市環境基本計画は、第2次浅口市総合計画に掲げる将来像「キラリと光る未来そうぞうワクワク都市」に沿った各分野の環境施策の展開により持続可能なまちづくりを実現するため、「目指すべき環境像」を次のように設定します。

星の^{またた}瞬き 水の^{きら}煌めき 緑の^{やさ}優しさがあふれるまち

～次世代に胸を張って渡せるまちづくり～

本市は、星が輝く空、緑豊かな山から瀬戸内の海までの多様な美しい環境に恵まれ、地域に受け継がれた歴史・文化とともに、人々が心豊かな暮らしを続けてきたまちです。

私たちには、先人が残してくれた豊かな環境を大切に守るとともに、自然との共生、歴史・文化との調和に配慮した快適なまちづくりを進め、未来の人に喜んでもらえる環境を創っていく責任があります。

一人ひとりの行動と地域が一体となった取り組みにより、澄んだ空気、清らかな水、多彩な自然がより美しく、人・まちに笑顔と優しさがあふれるまちを創り、自信を持って未来につないでいくという想いを込め、目指すべき環境像を「星の^{またた}瞬き 水の^{きら}煌めき 緑の^{やさ}優しさがあふれるまち ～次世代に胸を張って渡せるまちづくり～」とします。



第2節 基本目標

本市の目指すべき環境像「星の^{またた}き 水の^{きら}煌めき 緑の^{やさ}しさがあふれるまち ～次世代に胸を張って渡せるまちづくり～」の実現に向け、次の5つの基本目標を設定します。

1. いつまでもきれいで安全に暮らせるまちづくり(生活環境)

人と自然にやさしく、きれいで暮らしやすいまちづくりは、浅口市民みんなの共通した願いです。より快適な生活環境づくりに向け、地域環境の調査・監視等の対策を充実するとともに、市民一人ひとりの環境に対する意識の高揚を図ります。

2. 山・川・海・星が美しいまちづくり(自然環境)

本市は、星が輝く山から瀬戸の海までの多様な環境を有し、アッケシソウをはじめ希少野生動植物も生息するなど、豊かな環境に恵まれています。それぞれの自然環境に配慮した保全や維持管理手法の見直し等により、自然にやさしいまちづくりを進め、ふるさとの美しい環境との共生を図ります。

3. 歴史と文化と自然が共存するまちづくり(快適環境)

本市の貴重な資源である自然景観、歴史的景観の保全・継承とともに、地域の自然、歴史、文化の特性を活かした景観づくりを進めます。また、公園、緑地、誰もが利用しやすい公共施設の整備等により、うるおいあるまちづくりを進めます。

4. 持続可能な循環型のまちづくり(地球環境)

地球環境の問題、再生可能エネルギーの利用など、環境にやさしい暮らし方に関する情報を分かりやすく伝え、市民の意識啓発と行動を促進します。身近な行動の実践から、豊かな環境を未来の子供たちにつなぐ持続可能な循環型のまちづくりを目指します。

5. 一人ひとりが環境保全に取り組むまちづくり(環境教育及び環境保全活動)

学校や地域の様々な場において環境学習・教育の機会を設け、本市の自然や景観に対する認識を深め、環境に配慮した行動のできる人材の育成を図ります。一人ひとりの取り組みを地域が一体となった活動に広げ、未来の人が喜ぶ環境づくりを目指します。

第3節 浅口市環境基本計画施策体系

目指すべき
環境像

星の瞬き
またたき
水の煌めき
きらめき
緑の優しさ
やさしさ
が
あ
ふ
れ
る
ま
ち

次世代に胸を張って渡せるまちづくり

基本目標1. いつまでもきれいで安全に暮らせるまちづくり(生活環境)

基本施策

1. より良い水環境をつくれます。
2. きれいな空気を守ります。
3. 土壌汚染、有害化学物質による汚染を防止します。
4. 騒音・振動・悪臭を防止します。

基本目標2. 山・川・海・星が美しいまちづくり(自然環境)

基本施策

1. ふるさとの自然を未来に引き継いでいきます。
2. いろいろな生き物がよろこぶ環境を守ります。
3. 自然とのふれあいを推進します。

基本目標3. 歴史と文化と自然が共存するまちづくり(快適環境)

基本施策

1. 星空景観など独自の景観を守ります。
2. 地域の歴史、伝統文化を将来につなげます。
3. 安らぎとうるおいあるまちをつくれます。

基本目標4. 持続可能な循環型のまちづくり(地球環境)

基本施策

1. ごみを減らし、資源活用を進めます。
2. 省資源、省エネルギーを推進します。
3. 再生可能エネルギーの利活用を推進します。
4. 地球環境を考えて行動します。

基本目標5. 一人ひとりが環境保全に取り組むまちづくり (環境教育及び環境保全活動)

基本施策

1. 子どもたちへの環境学習・教育を推進します。
2. みんなで取り組む活動を推進します。

リーディングプロジェクト(重点施策)

第4節 進管理指標

最終年度（平成 34 年度）に計画の達成を可能とするため、計画の進管理として、施策の達成状況を表す指標としての目標値を定めます。

基本目標1. いつまでもきれいで安全に暮らせるまちづくり(生活環境)

基本 施策	指 標 名	環境基準値	計画策定時	現 状	目 標
				平成 28 年度	最終年度 平成 34 年度
1	里見川（河川D類型）におけるBOD測定値	8mg/ℓ以下	3.4mg/ℓ	2.4mg/ℓ	維持
2	浮遊粒子状物質（SPM）濃度	0.10mg/m ³ 以下	0.055mg/m ³	0.036mg/m ³	維持
3	要措置区域及び形質変更時届出区域の指定	—	指定なし	指定なし	維持
4	生活公害（騒音・振動・悪臭）苦情件数	—	5 件	2 件	2 件

基本目標2. 山・川・海・星が美しいまちづくり(自然環境)

基本 施策	指 標 名	計画策定時	現 状	目 標
			平成 28 年度	最終年度 平成 34 年度
1	里山づくり活動支援団体等の数	16 団体	18 団体	20 団体
2	アケシソウ祭りへの参加人数（累計）	10,000 人/年	11,790 人	31,000 人
3	宇宙自然講座への参加人数（累計）	235 人/年	535 人	1,900 人

基本目標3. 歴史と文化と自然が共存するまちづくり(快適環境)

基本 施策	指 標 名	計画策定時	現 状	目 標
			平成 28 年度	最終年度 平成 34 年度
1	景観行政団体への移行	—	—	移行
2	浅口市歴史講座の参加人数（累計）	201 人/年	709 人	2,400 人
3	花いっぱい運動参加地区数	48 地区/年	57 地区/年	60 地区/年

基本目標4. 持続可能な循環型のまちづくり(地球環境)

基本 施策	指 標 名	計画策定時	現 状	目 標
			平成 28 年度	最終年度 平成 34 年度
1	資源回収推進団体の資源収集量（累計）	770t/年	2,435t	5,700t
2	防犯灯のLED電球への交換件数（累計）	212 件/年	1,181 件	2,200 件
3	公共施設における太陽光発電システムの導入件数（累計）	—	5 件	7 件
4	公用車における低公害車の導入件数（累計）	—	10 件	20 件

基本目標5. 一人ひとりが環境保全に取り組むまちづくり(環境教育及び環境保全活動)

基本 施策	指 標 名	計画策定時	現 状	目 標
			平成 28 年度	最終年度 平成 34 年度
1	こどもエコツアーの参加人数	—	40 人	50 人/年
2	清掃美化活動（グリーンガード・クリーン作戦）への参加人数（累計）	7,123 人/年	28,090 人	52,700 人

第5章 基本施策

「目指すべき環境像」の実現に向けた基本施策を分野別（生活環境・自然環境・快適環境・地球環境・環境教育及び環境保全活動）にまとめます。

行政の基本施策と併せて、本市のより良い環境づくりを進めるうえで、市民や事業者の皆さんに配慮、または取り組んでいただきたい項目を示します。

行政・市民・事業者の各主体の責任と役割を明確にし、協働して取り組むことにより、基本施策を効果的に推進します。

第1節 いつまでもきれいで安全に暮らせるまちづくり（生活環境）

市民のアンケート調査では、生活環境に対する満足度は全体的に高い結果となっています。さらなる生活環境の向上に向け、水や空気、土壌の保全、騒音や悪臭の防止対策等の環境対策を推進します。また、身近な環境に関わる情報の発信を通して、市民一人ひとりの環境意識の高揚を図ります。

1 より良い水環境をつくります。

自然の水循環は、河川や海域の水質、水量、水辺の自然環境とともに、身の回りの生活環境に大きな影響を与えます。生態系への影響や自然環境との調和、防災対策を踏まえた河川の整備、森林の適切な保全管理等により、より良い水環境づくりを推進します。

- 生活排水対策
- 産業系の排水対策
- 水循環の保全・水資源の保全
- 水辺環境の保全・美化
- 水質監視体制の充実

行政・市民・事業者の取り組み項目

行政

- 生活環境の向上と公共用水域の水質保全を図るために、公共下水道整備、合併処理浄化槽の設置促進など、地域の実情や住民意向に応じた生活排水処理対策を推進します。
- 市の広報紙やホームページ、浄化センター見学等を通じて、生活排水対策の重要性や下水道接続の意義や必要性について普及啓発を図り、下水道接続率の向

上に取り組みます。

- 生活排水対策として、水切りネットを使用する、廃食用油や食べ残しを流さない、風呂の残り湯を再利用するなど、家庭でできる生活排水対策の普及を図ります。
- 雨水利用など、水の再利用や有効利用に関する情報提供を行い、水資源の保全に向けた意識の高揚を図ります。
- 計画的な森林の保全と整備を通じて地下水のかん養機能の向上を図るため、無計画な開発の防止について指導します。
- 河川、ため池、水路等の改修にあたっては、希少野生動植物の移設・移植を行うなど、生態系や自然環境に配慮した公共事業等の実施を推進します。
- 地域住民や環境活動団体等との協力のもと、地域が一体となり、川・池・海・水路等の水辺の清掃や除草など、環境美化及び生活環境保全に関する活動を継続して実施するとともに、参加者の増加に向けた普及啓発活動を推進します。
- 現在の水質調査・監視体制を継続し、蓄積されたデータの整理を行い、事業効果や自然環境への影響について検証を行います。
- 水質調査結果を定期的に市のホームページ等に掲載し、水質保全の意識を高めます。

市 民

- 公共下水道が整備された地区では、早期に接続します。
- 下水道等の計画区域外の場合は、合併浄化槽を設置します。
- 無駄な水は使用しないよう節水を心がけます。
- 水切りネットを使う、廃食用油を流さない、食べ残しを流さないなど、水をきれいに、大切に生活を実践します。
- 地域の河川・水路・海等の美化活動に積極的に参加します。



事業者

- 地域の河川・水路・海等の美化活動に積極的に参加・協力します。
- 水質汚濁に関する規制・基準を遵守し、水質汚濁事故の防止に努めます。
- 有害物質が流出、地下浸透しないよう、使用時はもとより保管等にも十分注意します。
- 畜産事業者は、事業排水や家畜糞尿等を適切に処理します。
- 工事にあたっては、濁りの発生や油の流出等が起こらないように注意します。
- 開発行為による周辺環境への影響について十分調査し、影響が最小限となるよう配慮します。

2 きれいな空気を守ります。

アンケート調査では、「空気のきれいさ」に対する満足度は高く、良好な評価となっています。本市のきれいな空気を将来にわたって維持・保全していくため、監視活動を継続するとともに、市民への情報発信により空気を守る意識の向上を図り、日常的な取り組みの推進を図ります。

- 自動車排出ガスの低減
- 公共交通機関の利便性向上
- 野外焼却対策
- 工場・事業場の公害防止等

行政・市民・事業者の取り組み項目

行政

- 県と協力し、光化学オキシダントの注意報等や、微小粒子状物質（PM2.5）の注意喚起情報の発令時には、市民への情報提供を行います。
- 不要なアイドリング・急発進・急加速等を止め、燃費が良く、環境にやさしいエコドライブの普及啓発を図ります。
- 「ノーマイカーデー」や「スマート通勤」等の取り組みを推進し、環境負荷の少ない公共交通機関や自転車の利用を促進します。
- 電気自動車やプラグインハイブリッド自動車等の低公害車の普及促進に向けて、充電設備等のインフラの整備を推進します。
- 現行のバス路線を維持しつつ、公共交通の利用促進を図り、環境負荷の少ない持続可能な交通体系を構築していきます。
- 「浅口ふれあい号」等の市営バスの運行路線・ダイヤ等の見直しにより、地域の実情に応じたより利便性の高い公共交通体系を構築していきます。
- 大気汚染の原因となる野外焼却※（野焼き）の禁止について、市の広報紙やホームページ等で普及啓発を図るとともに、行為者への指導に努めます。
- 不法な野外焼却を抑制するため、廃棄物の適正な処理方法について、県や警察等の関係機関と連携した指導や啓発を図ります。
- 県と協力し、ばい煙排出基準等の遵守の徹底を図ります。

※野外焼却：「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により廃棄物の野外焼却（野焼き）は、一部の例外（河川敷の草焼き、焼き畑・あぜの草及び下枝の焼却・漁網にかかったごみの焼却等）を除き禁止されている。例外においても、住宅密集地・農地・山林等の地域の状況によって周囲の環境保全上問題となる場合は、県・市の指導の対象となる。

市 民

- 自動車の運転時には、不要なアイドリング、急発進、急加速は避けるなど、エコドライブを実践します。
- マイカーの購入時や買い替え時には、電気自動車やプラグインハイブリッド自動車等の低公害車の購入を検討します。
- 自動車の定期的な点検やこまめな手入れ等により、燃費の低下を防ぎます。
- なるべくマイカーの使用を控え、公共交通機関や自転車の利用に努めます。
- ノーマイカーデーやスマート通勤おかやまに参加します。
- 廃棄物は、野外焼却することなく、適正に処理します。

事業者

- 大気汚染に関する規制・基準を遵守し、汚染物質の排出抑制に努めます。
- 営業車や作業車の不要なアイドリング、急発進、急加速を避けるなど、エコドライブを実践します。
- 社用車の購入時や買い替え時には、電気自動車やプラグインハイブリッド自動車等の低公害車の購入やリースを検討します。
- ノーマイカーデーやスマート通勤おかやまへの積極的な参加に向け、事業所全体で取り組みます。
- 普段から通勤には、公共交通機関や自転車の利用を心がけます。
- 農業用ビニール等は適正に処理し、不法な野外焼却はしません。
- あぜの草や下枝等の焼却の際には、風向きや周囲の環境に配慮します。

3 土壌汚染、有害化学物質による汚染を防止します。

土壌や地下水を保全していくため、各種法令遵守の徹底を図るとともに、汚染されることがないように適切に対応します。

- 土壌汚染対策
- ダイオキシン類など有害物質対策

行政・市民・事業者の取り組み項目

行政

- 県と協力し、有害物質を使用する工場・事業所に対して適正管理を指導します。
- 大気・河川・地下水・土壌等におけるダイオキシン類等の有害化学物質の定期的な調査の実施等により実態把握を図ります。
- 事業所等からの環境負荷の低減を図るため、啓発を進めます。
- 有機農業を推進するとともに、化学肥料や農薬の使用を低減するなど、環境保全型農業への取り組みを促進します。
- 建築物に吹き付けられたアスベスト等の健康被害の防止のため、調査、除去等を推進するとともに、民間への啓発を行います。

市民

- 土壌汚染の原因となる不法投棄はしません。

事業者

- 有害化学物質の使用削減に努めます。
- 有害化学物質の取り扱いに細心の注意を払うとともに、廃棄時には適切に処分します。
- 汚染物質を排出しません。
- 化学肥料や農薬使用の低減など、環境保全型農業に努めます。
- PRTR 制度に基づくデータ集計・公表を進めます。

※PRTR 制度：化学物質排出移動量届出制度。有害性のある多種多様な化学物質が、どのような発生源から、どれくらい環境中に排出されたか、あるいは廃棄物に含まれて事業所の外に運び出されたかというデータを把握し、集計し、公表する仕組み。

4 騒音・振動・悪臭を防止します。

自動車を起因とする問題に対しては、道路管理者・交通規制所管庁と連携した対策を実施します。工場等の事業活動に起因する問題に対しては、各種規制の遵守の徹底を指導します。

また、日常生活における騒音等の抑制のため、環境意識や生活マナー向上の啓発を行います。

- 交通騒音・振動対策
- 工場・事業所の騒音・振動対策
- 近隣騒音対策
- 事業所の悪臭対策
- 日常生活の悪臭対策

行政・市民・事業者の取り組み項目

行政

- 適切な地点での定期的な交通騒音測定を実施し、調査データ等は市のホームページ等に掲載します。
- 運転マナーや環境意識の向上に向け、啓発ポスターの掲示や啓発チラシの配布を行います。
- 事業者に対し、発生原因を特定し、適切な対策を図るよう指導するとともに、騒音規制法、振動規制法に基づく規制基準の遵守の徹底を図ります。
- 生活騒音の発生を抑えるよう、市の広報紙等により住民の環境意識、生活マナーの向上を啓発します。
- 工場・事業場から発生する悪臭については、公害苦情の状況を踏まえ、悪臭防止について指導します。
- 県と協力し、悪臭の原因となりうる家畜排せつ物について、畜舎内での早期の糞尿分離、排出、畜舎の清掃等の対策に取り組むよう必要に応じて定期的な訪問指導を行います。
- ペットの飼育など、日常生活に起因する悪臭を防止するための普及啓発を図ります。

市 民

- 深夜・早朝等の時間帯には、周囲の状況に配慮した行動を心がけます。
- 楽器・ペットの鳴き声など、近隣の迷惑にならないようにします。
- 自動車・バイク等の騒音を発生させないように気をつけます。
- ペットの飼育にあたっては、飼育場所の清掃を適切に行うとともに、散歩時には犬のふんを持ち帰ります。

事業者

- 駐車場内でのアイドリングストップなど、マナー向上の啓発に努めます。
- 騒音規制法や振動規制法に基づく規制基準等を遵守します。
- 夜間操業の時間調整など、近隣に配慮するよう心がけます。
- 建設工事では、低騒音・低振動型建設機械を使用し、作業時間にも配慮するなど、騒音・振動の発生防止に配慮します。
- 自主的な悪臭防止の取り組みを進めます。



まちの風景

第2節 山・川・海・星が美しいまちづくり（自然環境）

本市は、星の輝く遙照山山系の山々から、里見川の水辺、多島美を誇る瀬戸の海までの多様な自然環境に恵まれています。ふるさとの自然環境を大切にするとともに、さらにきれいな環境をつくり、未来に引き継いでいくことが大きな課題となっています。

それぞれの自然環境に配慮した事業の実施、環境にやさしい生活習慣への見直し、市民ボランティアによる清掃美化活動の推進等により、市民・事業者・行政が連携・協働して自然環境や動植物の保護・生息環境の保全に努め、美しい自然環境と共生するまちづくりを進めます。

1 ふるさとの自然を未来に引き継いでいきます。

市民・事業者・行政は、それぞれが自然環境に対する認識と保全の意識を高め、きれいな環境をみんなで守り次世代につないでいくよう地域が一体となった取り組みを進めます。

また、開発にあたっては、無秩序な開発を防止するとともに、自然の保護・復元に努め、自然への悪影響の回避・軽減・緩和を図ります。

- 自然環境の保全
- 里山環境の保全
- 自然海浜の保全
- 自然保護活動の促進

行政・市民・事業者の取り組み項目

行政

- 開発や施設整備等の実施にあたっては、希少野生動植物の保護、自然環境の保全に配慮するよう指導、助言します。
- 自然環境の保全に影響を及ぼすおそれがある地上設置型の太陽光発電施設の整備に関する指導手法の検討を行います。
- 本州唯一といわれるアッケシソウ自生地の保護に取り組む企業や学校、「アッケシソウを守る会」等のような市民主体の自然を守る活動とも連携し、市内の自然や動植物の保護と生息環境の保全に取り組みます。
- 子どもをはじめ、市民がアッケシソウ自生地で自然とのふれあいを体験し、自然環境保全への意識を高め、保護活動への参加意欲の向上を図れるような事業の実施を検討します。

- 森林の水源かん養等の公益的機能の重要性を踏まえて、森林資源の適切な維持管理に努めます。
- 市民が行う里山保全整備に対して一層の支援を行い、活動の充実・強化や市民協働の取り組みの更なる拡充を図ります。
- 有害鳥獣被害対策や松くい虫防除対策等の推進に向け、県・市・地域が一体となり、取り組みを進めます。
- 農地中間管理機構の活用方法について周知を行い、同機構と連携した農地の集約化を推進するとともに、耕作放棄地の新たな活用方法を検討し、農地の保全を図ります。
- 駆除活動や防護柵設置に対する支援、効果的な対策手法に関する情報提供等によって、有害鳥獣による農林業被害の防止対策を推進します。
- 猟友会等と連携し、狩猟免許等に関する情報提供を行い、狩猟者の後継者不足の解消に努め、有害鳥獣の駆除活動の促進を図ります。
- アッケシソウやオニバス、普段目には見えない海ごみの状況など、市民が関心のある市の自然環境の現状に関する情報の発信に努め、市民の意識の高揚を図ります。
- 人と海とがふれあうことができる身近な海水浴場や自然海浜の保全のため、水質調査や漁業協同組合やボランティア団体と連携した海ごみの清掃美化活動を実施するとともに、ごみの発生抑制に向けた普及啓発を図ります。
- 市内及び近隣地域での自然保全活動の実施状況等の情報提供を通して、市民や団体等の自主的な活動の促進を図ります。

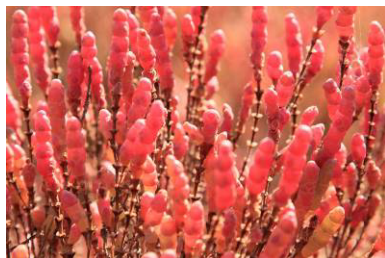
市 民

- 身近な自然環境に対する興味と関心を高めます。
- 身近な自然環境の保全活動や美化活動等に積極的に参加します。
- 有害鳥獣による農作物被害の防止に向けた活動等に積極的に参加します。
- 浅口市の動物・植物、山・川・田・畑・池・水路・海岸・海等の環境に関心をもち、それらの保護・保全・美化に協力します。

事業者

- 地域の自然環境に配慮した事業活動を行います。
- 地元のたい肥の利用、化学肥料や農薬の使用の低減など、環境保全型農業に努めます。
- 行政と連携して、耕作放棄地の有効活用を検討します。
- 有害鳥獣による農作物被害の防止に地域ぐるみで取り組みます。

- 身近な自然環境の保全活動や美化活動等に参加・連携・協力します。



アッケシソウ



アッケシソウ自生地

2 いろいろな生き物がよろこぶ環境を守ります。

本市の豊かな自然への理解と自然保護意識の啓発を目的に、市民参加による動植物調査の実施など、地域の自然環境の理解を深める保護活動等を推進します。

アッケシソウ等の希少野生動植物の保護や生息・生育環境の保全を図るとともに、在来生物や生態系に影響を与える外来生物への適切な対策を図ります。

- 市民参加による野生動植物調査の実施
- 希少野生動植物の保護
- 外来生物対策

行政・市民・事業者の取り組み項目

行政

- 地域を特徴づける野生動植物の生息・生育状況の把握を、地域の専門家や各種団体等と連携して進めます。
- 水辺の楽校※、寄島の海岸等での生物調査や自然観察会の定期的な実施など、市民が身近な自然環境を認識し、意識の高揚につながる事業の実施を検討します。
- 専門機関・学校・ボランティア団体等と連携して、アッケシソウ等の希少野生動植物の保護と生息・生育環境の保全を図ります。
- 県と協力し、在来生物の生息や人の生命・身体に影響を与えるおそれのある外来生物の実態を把握し、市のホームページやチラシによる注意喚起や適切な対策を図ります。
- 市民への希少野生動植物、外来生物、生物多様性等に関する情報提供により生態系保全に関する意識啓発に努めます。

※水辺の楽校：国土交通省の「水辺の楽校プロジェクト」により浅口市犬飼川に整備された親水施設。子どもたちの自然体験学習等に利用されている。

市 民

- 身近な地域の生物観察会や野生動植物調査等に積極的に参加します。
- 既に飼育している外来生物は責任を持って飼育し、逃がしたり放流したりしません。
- 釣り等のレクリエーションでは、魚介類を必要以上に獲ったりせず、幼魚や稚魚は逃がすなど、水生生物や水産資源の保護に協力します。
- 生物多様性に関する情報に関心をもち、保全の取り組みに参加、協力します。
- 地域の生態系に影響を与える外来生物に関する知識と理解を深めます。

事業者

- 事業活動と自然環境、生物多様性との関わりを意識し、環境に配慮した事業活動を行います。
- 行政の外来生物に対する施策に協力します。

3 自然とのふれあいを推進します。

山から海までの多彩な自然資源の魅力を活かし、岡山天文博物館、遙照山総合公園等の施設や観光施設を活用し、地元産業とも連携した自然体験交流会、農林漁業体験ツアー等の開催により、交流の拡大と地域活性化を図ります。

また、学校、地域の様々な場で、身近な地域の自然とふれあう機会を増やし、地域の自然環境を守る意識の高揚を図ります。

- ふれあい・交流の場の創出
- 地域の自然とふれあう機会の創出

行政・市民・事業者の取り組み項目

行 政

- 環境活動団体や観光事業者等とも連携し、農林業や漁業を活用した体験交流ツアー等の実施による地域振興を図ります。
- 岡山天文博物館を活用した星空観察会や自然観察会等を企画し、身近な環境を見つめ直す機会を提供します。
- 「アッケシソウを守る会」等のような市民主体と連携した地域間交流の取り組みを進めます。

- 県等と連携し、自然観察会や体験学習の指導者の養成に努めます。
- 環境に関する知識や経験を有する人材を地域から発掘し、指導者として活用することで、水辺の楽校をはじめ、森林、里山、海辺での動植物観察会等の自然体験学習を推進します。

市 民

- 身近な自然環境への理解を深め、地元の自然を大切に思う心を育みます。
- 自然とふれあう体験交流会等に積極的に参加・協力します。

事業者

- 自然とのふれあいの場づくりに協力します。
- 自然体験、自然観察会、体験交流ツアー等の開催に協力します。

第3節 歴史と文化と自然が共存するまちづくり（快適環境）

星空や四季折々の景色に出会える浅口市の多彩な自然環境とあわせて、地域に受け継がれてきた歴史・伝統文化は、本市の快適な環境づくりの大切な要素です。歴史・文化的な資源として適正な保全と未来への継承を図るとともに、資源を活用した交流の活性化を図ります。また、歴史・文化、自然環境等の特性と調和した景観形成に配慮し、ゆとりとゆるおいが感じられるまちづくりを進めていきます。

1 星空景観など独自の景観を守ります。

本市は、夜空に広がる星空景観、遙照山系の山々が織りなす森林景観、農地・河川・水路・ため池等が形成する農村・里山景観、瀬戸内海の水辺の景観など、浅口市独自の景観を有しています。

これらの景観を将来にわたって保全するとともに、地域が一体となり、地域の環境と調和したより良い景観形成を推進します。

- 景観形成の推進
- 星空景観の保全
- 景観行政団体への移行検討

行政・市民・事業者の取り組み項目

行政

- 地域の特色ある歴史的景観と自然景観が調和した都市景観の形成に努めます。
- 浅口市らしく、さらに美しい景観形成に配慮したまちづくりを推進するため、景観行政団体への移行を検討します。
- 景観形成に対する市民意識の醸成のため、積極的な広報に努めます。
- 天体観測に配慮したまちづくりを推進するとともに、市民・事業者への啓発により、星の瞬く環境の保全を図ります。
- 岡山県快適な環境の確保に関する条例に基づき、光害（ひかりがい）防止についての普及啓発を図ります。

市 民

- 川・池・田・畑・里山の自然景観や歴史・文化的景観等の保全・活用・継承に協力します。
- 住宅等の新築・改築の際には、周辺の景観との調和に配慮します。
- 天体観測に配慮した公共スポーツ施設等の照明削減に協力します。

事業者

- 地域の自然環境や景観に配慮した事業活動を行います。
- 屋外広告や屋外照明の設置にあたっては、県景観条例に基づき、周辺の景観や環境に配慮します。
- 屋外照明の設置においては、天体観測の支障にならないよう配慮します。

2 地域の歴史、伝統文化を将来につなげます。

本市は、「日本の歴史公園 100 選」に選定された「かもがた町家公園」の岡山県重要文化財「旧高戸家住宅」をはじめとした歴史的建造物や、鴨山城跡・磨崖仏、鴨方藩陣屋跡、宮の石橋、儒学者西山拙斎や画家田中索我ゆかりの史跡や歴史の古い寺社を有しています。

また、日本最大級の反射望遠鏡を擁する岡山天体物理観測所や岡山天文博物館があるなど、固有の貴重な歴史・文化的資源を有しています。

これら歴史・文化的な資源の適正な保全と未来への継承、資源を活用した交流の活性化を図ります。

- 歴史・文化的資源の保全と活用
- 地域情報の発信による資源活用と交流促進

行政・市民・事業者の取り組み項目

行 政

- 文化財の継続的な調査・研究、適切な保存・管理とともに、地域間交流や地域教育等への活用を図ります。
- 市内の未指定文化財の調査・研究を行い、優れた文化財は指定文化財として登録するとともに、建築後 50 年以上経過する建造物等の保存・活用を図るため、登録有形文化財としての登録を推進します。

- 地域の歴史・文化的資源の存在を出前講座や研修会等の開催によって市内外に積極的に情報発信するとともに、体験学習や体験交流事業等との連携した活用により、地域間交流を促進します。

市 民

- 地域の歴史・文化、伝統行事の認識を深め、保存・継承に協力します。
- 地域の伝統行事や文化イベント等に積極的に参加します。

事業者

- 地域の歴史的・文化的遺産の保存・継承活動に協力します。
- 歴史体験教室など、地域資源を活用する地域の活性化に協力します。



かもがた町家公園



寂光院

3 安らぎとうるおいあるまちをつくります。

暮らしにゆとりやうるおいを感じるまちづくりには、公園、緑地等の交流や癒しの場の存在が重要となります。公園や緑地、自然とふれあう場等の整備にあたっては、地域のニーズを踏まえたうえで、周辺環境と調和した景観形成に配慮して推進します。

また、今後の高齢化社会の到来を踏まえ、多くの人が利用する施設等には、ユニバーサルデザインの採用に配慮することや、道路・交通、公共施設等のバリアフリー化を推進するなど、市民が安らぎとうるおいを感じることができる美しいまちづくりを推進します。

- 公園・緑地の整備
- 地域緑化の推進
- バリアフリー化の推進
- 美しいまちづくりの推進

行政・市民・事業者の取り組み項目

行政

- 市民の憩いの場やふれあい・交流の場として身近に利用でき、防災機能等を有する公園・緑地等の整備を進めます。
- 公園・緑地を多くの市民にとって親しみやすい場所とするため、地域住民等との協働による適切な維持管理を推進します。
- 公園や道路等の整備にあたっては、街路樹の植栽等により緑化を推進します。
- ガーデニング等の情報提供を通して、家庭や地域、企業用地の緑化など、地域緑化と景観形成の意識を啓発します。
- 道路・公園・建物等の市の公共施設のバリアフリー化を推進します。
- 花苗の配布による支援等により、家庭や地域における環境美化や緑化等を促進します。
- 管理が不十分な放置空き家や空地等の実態を把握し、治安や生活環境の悪化を防ぐための計画を策定するとともに、所有者への指導や空き家情報バンク等の周知によって、発生抑制や有効活用を図ります。

市民

- みんなが快適に利用できるよう、公園・緑地の維持管理に積極的に協力します。
- 公園や緑地、道路、学校等の樹木や草花を大切にします。
- 家の庭やベランダ等への植栽や鉢植え、生垣の設置など、緑を増やします。
- 地域の清掃美化活動への参加など、美しいまちづくりに積極的に協力します。
- 空き家や空地の適正管理に努めるとともに、空き家情報バンクの活用を検討します。

事業者

- 緑のカーテンなど、事業所の緑化に努めます。
- 誰もが使いやすいように配慮された設計や設備の採用など、バリアフリー化を推進します。
- 地域と連携した清掃美化活動への参加など、美しいまちづくりに協力します。
- 空き事業所や空地の適正管理に努めます。



丸山公園



寄島園地

第4節 持続可能な循環型のまちづくり（地球環境）

地球温暖化等の地球環境問題の原因には、大量生産・大量消費・大量廃棄を続けてきた私たち一人ひとりの生活に起因するものも少なくありません。

ごみ処理の状況や地球環境に関する情報、省資源や省エネルギーなど、環境にやさしい暮らし方の情報等を分かりやすく伝え、市民の意識啓発と身近な生活の中での行動を促進し、地域が一体となった資源循環型のまちづくりを目指します。

1 ごみを減らし、資源活用を進めます。

従来の焼却・埋立中心の処理から、リデュース（ごみの発生抑制）、リユース（再使用）、リサイクル（再生利用）の「3R」を中心に、ごみの減量化・資源化を促進し、資源の有効活用に対する意識の向上を図ります。

ごみの発生が少なく、資源のリサイクルが進んだ社会の実現に向け、市民・事業者・市のそれぞれが担うべき役割や責任について相互に理解を深め、力を合わせながら、社会全体で積極的に取り組みます。

- 資源循環型社会の推進
- 不法投棄、野外焼却の監視

行政・市民・事業者の取り組み項目

行政

- ごみ処理の現状や問題点等の情報を積極的に発信し、市民の関心を高めます。
- 資源物のストックヤードの利用促進を図るとともに、利用マナーの向上に向けた啓発を行います。
- 資源物とごみの分別排出を徹底するため、ごみの出し方ガイドブックや出前講座の開催等によって普及啓発を図ります。
- 市の広報紙やホームページ等でのごみの排出・処理状況や処理経費等の情報発信により、食品ロス削減等によるごみ減量化の必要性について意識啓発を行い、3R活動の更なる強化を図ります。
- 飲食店等の事業者と連携して、「3010（さんまるいちまる）運動[※]」等の食品ロス削減に向けた取り組みを推進します。
- 買い物時等のマイバッグ利用の普及を図ります。
- 物品購入の際には、可能な限りグリーン購入に努めるとともに、地域への普及を図ります。

- イベント等におけるリユース食器の利用拡大を促し、発生するごみの減量化を図るとともに、意識啓発に努めます。
- 資源物収集ステーションの整備促進や店舗等で実施している資源物の拠点回収に関する情報提供を行い、資源物回収拠点の充実に努めます。
- 生ごみ処理機購入費補助制度や資源回収推進団体報奨金制度の普及により、市民の実践を促します。
- 使用済み小型家電の適正なリサイクルに向けて、小型家電リサイクル法[※]の内容について、市の広報紙やホームページ等によって普及啓発を図ります。
- 事業者と連携した木質系廃棄物のエネルギー利用の検討など、ごみを資源として有効活用する取り組みを推進します。
- ごみ焼却施設の建替え時には、焼却に伴う廃熱の有効利用を検討します。
- 多量にごみを排出している事業者に対して、計画的な排出抑制対策を図るよう指導を行います。
- 廃棄物の不法投棄やポイ捨てをなくすよう、一人ひとりのマナー向上の啓発を続けていきます。
- 不法投棄監視カメラや啓発看板の設置、土地所有者への適正管理に関する指導など、不法投棄の未然防止に向けた対策を推進します。
- 不法投棄パトロールを県・警察・関係機関や地域住民と連携を図って実施するなど、不法投棄の監視体制を強化します。

※小型家電リサイクル法:使用済み小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律。

※3010 運動:宴席の場において、乾杯後の 30 分間と終了前の 10 分間は、自席にて食事を食べ切ることを推奨する運動。

市 民

- ごみの排出者であるという自覚をし、「もったいない」の気持ちで自らの生活様式を見直し、ごみの減量化と分別を徹底するとともに、再使用に努めます。
- みんなが快適に利用できるよう、資源物のストックヤードの利用マナーを守ります。
- コンポスト等の生ごみ処理機を活用して、日常の生活の中でごみを減らす取り組みを進めます。
- 市の広報紙やホームページ等の情報を参考に、ごみの問題に対する理解を深めます。
- 食品の食べ切りや生ごみの水切り等により、食品ロスの削減や生ごみの減量化に努めます。
- エコマーク商品など、環境にやさしい商品を積極的に購入します。

- 販売店が取り組んでいる簡易包装や食品トレー等の店頭回収に協力します。
- 買い物にはマイバッグを利用し、レジ袋の削減を実践します。
- 資源ごみは必要に応じて洗浄するなど、速やかに資源化できるよう協力します。
- 小型家電リサイクル法を理解し、使用済小型家電の回収に協力します。
- ごみの野焼き、ポイ捨て、不法投棄はしません。
- 不法投棄物を発見した際には、関係機関等への速やかな通報に努めます。

事業者

- 廃棄物処理法に基づいて、事業系廃棄物の減量化及び資源化に努めるとともに、事業系廃棄物を自らの責任において適正に処理します。
- 紙使用量の削減、廃棄物の再資源化の徹底、梱包材の再利用等に取り組みます。
- 販売活動においては、マイバッグ運動の推進、ばら売りや量り売り、リターナブル容器での販売、過剰包装の抑制等に取り組みます。
- 「3010（さんまるいちまる）運動」等の食品ロス削減に向けた取り組みの普及啓発に協力します。
- エコマーク商品など、環境にやさしい商品を積極的に取り扱います。
- 製造工程の技術開発等を通じて、使い捨て製品の製造販売や過剰包装の自粛、製品の長寿命化・軽量化・薄型化など、廃棄物の発生抑制に取り組みます。
- ごみ問題に対する関心や理解を深め、循環型社会の構築に向けた事業に積極的に参加・協力します。
- 行政指導を受けた場合は、指導事項を遵守し、計画的に改善を図ります。
- 廃棄物の不法投棄をしません。
- 底引き網で揚げたごみは、海に捨てないで持ち帰って処理します。



2 省資源、省エネルギーを推進します。

地球環境問題と合わせて、石油や石炭など化石燃料の枯渇というエネルギー問題も大きな課題となっています。特に、エネルギー資源の多くを輸入に頼っている我が国は、原子力発電を推進するエネルギー政策をとってきましたが、東日本大震災による原子力発電所事故以降、脱原子力発電への転換を求める声が高まっており、新たなエネルギー戦略の展開が喫緊の課題となっています。

本市においては、環境教育やエネルギー問題に関わる情報提供を継続し、省資源・省エネルギーの意識を高め、身近な生活の中での省資源・省エネルギーの確実な実践を推進します。

- 省資源・省エネルギーの実践と啓発
- 学校や地域での環境・エネルギー教育の推進
- 市民や団体が取り組む活動の促進
- 事業所への環境マネジメントシステムの導入推進

行政・市民・事業者の取り組み項目

行政

- 地球温暖化対策地域推進計画や新・省エネルギービジョンに則し、市民・事業者・行政が協働して行える温室効果ガスの削減や地球温暖化防止活動を積極的に推進します。
- 公共施設の電灯や防犯灯等を LED 等の高効率照明に替えるなど、省エネルギーの率先した取り組みの実践により地域への普及を図ります。
- 公共施設のうち代表的な施設において省エネ診断に基づく効果的な省エネ改修を検討・実施し、その導入効果を情報発信するとともに、地域の先行事例としてモデル化することで類似施設への波及を図ります。
- 防災拠点となる公共施設に太陽光発電設備や蓄電池等の導入を推進し、災害発生時の非常用電源として利用できる体制を構築します。
- 公用車の更新時期に合わせて、ハイブリッド自動車、プラグインハイブリッド自動車、電気自動車等の低公害車の導入を推進します。
- 環境や省エネルギーをテーマとした学習会の開催等を通して、地球環境の理解、身近に利用するエネルギーに関する市民の意識と認識を深めます。
- 家庭のエネルギー使用量を二酸化炭素に換算することができる「環境家計簿」の普及を図ります。

- 家庭用エネルギー監視システム（HEMS）やビル用エネルギー監視システム（BEMS）等を活用したエネルギー使用量の「見える化」の普及促進に向けて、情報提供を行います。
- エネルギー収支がゼロになるネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）やネット・ゼロ・エネルギー・ビル（ZEB）の普及促進に向けて、情報提供を行います。
- 事業所への省エネルギー設備の導入や「無料省エネ診断サービス」等の省エネルギー活動の取り組みに対する支援制度に関する情報提供等により、行動を促進します。
- ISO14001[※]やエコアクション 21（EA21）[※]等の環境マネジメントシステム[※]の導入を促進するための啓発を行います。
- 公共施設への設置やゴーヤの苗の配布等により、みどりのカーテンの普及に努め、エアコン等のエネルギー使用量の削減を図ります。

※ISO14001:組織活動、製品及びサービスの環境負荷の低減といった環境活動の改善を実施する仕組みが継続的に運用されるシステムを構築するために要求される規格。

※EA21:中小企業・学校・公共機関等に対して、環境への取り組みを効果的・効率的に行うシステムを構築・運用・維持し、環境への目標を持ち、行動し、結果を取りまとめ、評価し、報告するための方法として環境省が策定したエコアクション 21 ガイドラインに基づく事業者のための認証・登録制度。

※環境マネジメントシステム:組織や事業者が、環境に関する方針や目標を自ら設定し、達成に向けて取り組むための体制や手続等の仕組み。

市 民

- テレビや新聞、雑誌、インターネットなど、様々なメディアを利用し、地球環境やエネルギー問題について認識を高めます。
- 環境・エネルギー教室等に参加し、認識を高めます。
- 「環境家計簿」の利用など、日常の生活の中での省エネルギーを実践します。
- 家電の買い替え時には、エネルギー効率の高い製品を選定します。
- 自宅の新築時や改築時には、ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）のような省エネルギー性能の高い住宅を選択するよう努めます。
- 自宅のエネルギー使用量を最適に管理するシステム（HEMS）の導入を検討します。
- マイカーの購入時や買い替え時には、電気自動車やプラグインハイブリッド自動車等の低公害車の購入を検討します。
- みどりのカーテンや打ち水等により、エアコン等のエネルギー消費を抑えます。

事業者

- 「無料省エネ診断サービス」等の活用によって事業活動を見直し、事業所内での省エネルギーに取り組むとともに、建物や設備の省エネ改修を検討します。
- 設備・機器の導入時や更新時には、エネルギー効率の高い製品を選定します。
- 事業所の新築時や改築時には、ネット・ゼロ・エネルギー・ビル（ZEB）のような省エネルギー性能の高い建築物を選択するよう努めます。
- 事業所のエネルギー使用量を最適に管理するシステム（BEMS）の導入を検討します。
- 社用車の購入時や買い替え時には、電気自動車やプラグインハイブリッド自動車等の低公害車の購入やリースを検討します。
- 事業の特性に応じた環境マネジメントシステムの導入を検討します。



3 再生可能エネルギーの利活用を推進します。

本市全体で環境負荷を軽減し、資源循環型社会をつくるため、環境負荷の少ない木質バイオマス、太陽光発電等の再生可能エネルギー※の有効活用を図り、自然と人が共生し、環境と調和した地域づくりを目指します。

※再生可能エネルギー：自然界の現象や生物から取り出すことができ、一度利用しても再生可能で、枯渇することのないエネルギー。植物や畜産廃棄物を利用するバイオマスエネルギーの熱利用や発電のほか、太陽光発電、太陽熱利用、風力発電、水力発電、波力・潮力発電等がある。

- 再生可能エネルギー利活用の推進

行政・市民・事業者の取り組み項目

行政

- 太陽光発電、木質バイオマスを使用する設備等を行政が率先して導入・活用することで環境負荷の低減を実践します。
- 太陽光発電等の再生可能エネルギーの利活用に関する情報提供を通して、市内への普及を図ります。
- 民間の再生可能エネルギー活用の取り組みを支援します。

- メガソーラー※施設の見学会の実施など、事業者と連携した環境学習を推進します。

※メガソーラー:出力がメガワット(1000 キロワット)程度以上の大規模な太陽光発電設備。

市 民

- ペレットストーブや薪ストーブの利用を検討します。
- 再生可能エネルギーの固定価格買取制度を利用し、太陽光発電設備等の再生可能エネルギーを活用します。
- メガソーラー施設の見学会等に積極的に参加します。

事業者

- 事業所の立地や設備、施設を活かした太陽光発電等の再生可能エネルギーを利用する設備の導入を検討します。
- バイオマス資源のエネルギー利用に協力します。
- 再生可能エネルギーを利用する設備の見学会等の受け入れに協力します。

4 地球環境を考えて行動します。

省エネルギー対策や再生可能エネルギーの利活用と併せて、森林保全による二酸化炭素吸収源対策など、総合的に地球温暖化対策を進めます。

また、オゾン層を破壊する特定フロン※やその他のフロンの回収を進めるとともに、酸性雨対策としても、化石燃料の使用量削減を推進します。

※特定フロン:特にオゾン層保護のため国際条約により規制の対象となっているフロン。

- 低炭素社会の構築
- オゾン層破壊防止対策
- 酸性雨防止対策

行政・市民・事業者の取り組み項目

行 政

- 地産地消を推進し、フードマイレージ※の短縮等による二酸化炭素の排出抑制に貢献します。
- 身近でできる具体的な行動など、地球温暖化防止に関わる環境教育を積極的に推進します。
- 国が推進する地球温暖化防止活動の「COOL CHOICE (クールチョイス) ※」に賛

同じ、普及啓発活動を展開していくことで、環境負荷の少ないライフスタイル・ビジネススタイルの定着促進を図ります。

- クールシェアスポットの拡充を進めるとともに、利用促進を図ります。
- 適切な森林整備や緑化の推進により、二酸化炭素を吸収する健全で豊かな森林の保全・育成に努めます。
- オゾン層の保護及び地球温暖化防止のため、フロン排出抑制法※に基づき、業務用冷凍空調機器の使用時におけるフロン類の漏えい防止のための適切な管理や充填・回収等が行われるよう、事業者等に対する普及啓発や指導に努めます。
- 地球温暖化に伴う気候変動の影響による発生リスクの増大が懸念されている熱中症等の予防対策、局地的な短時間豪雨等の異常気象に備えた対策に関する普及啓発を図ります。
- 酸性雨に関する情報収集と情報発信を行うとともに、酸性雨の原因となる化石燃料の使用量削減を図ります。

※フードマイレージ:食料を運ぶ輸送距離。距離が短いほど輸送にかかる環境負荷が軽減できる。

※COOL CHOICE:省エネ・低炭素型の製品への買い替え・サービスの利用・ライフスタイルの選択など、温暖化対策に資するあらゆる「賢い選択」を促す国民運動。

※フロン排出抑制法:フロン類の製造から製品への使用、回収、再生・破壊に至るまで、フロン類のライフサイクル全体における抜本的な排出抑制措置について定めた法律。

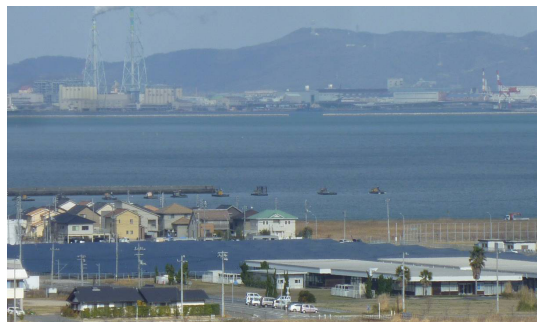
市 民

- 提供される環境情報や「環境家計簿」を活用して、省エネルギーに取り組みます。
- 温室効果ガスを削減する観点からもごみの排出量抑制に努めます。
- 地元産の農産物や水産物を積極的に購入し、地産地消の取り組みを拡げます。
- エコドライブや公共交通機関の利用など、自動車排出ガス低減の取り組み等により、温室効果ガスや酸性雨の原因となる大気汚染物質の排出削減に努めます。
- 「COOL CHOICE（クールチョイス）」への理解を深め、環境負荷の少ないライフスタイルへの転換を進めます。
- クールシェアスポットを積極的に利用し、省エネルギーに取り組みます。
- フロン類の回収が適切に行えるよう、家電リサイクル法※を遵守します。
- 自宅において、熱中症等の予防対策や局地的な短時間豪雨等の発生に備えた対策に取り組みます。

※家電リサイクル法:特定家庭用機器再商品化法。

事業者

- 産業廃棄物の減量化や再利用に努めます。
- フードマイレージの考えに基づき、地産地消の思想を PR し、環境問題に取り組みます。
- エコドライブや通勤時の公共交通機関の利用など、自動車排出ガスの低減に取り組みます。
- 「COOL CHOICE（クールチョイス）」への理解を深め、環境負荷の少ないビジネススタイルへの転換を進めます。
- 事業活動に係る化石燃料の使用量削減等により、温室効果ガスや酸性雨の原因となる大気汚染物質の排出削減に努めます。
- フロン類の漏えいが防止できるよう、フロン排出抑制法を遵守します。
- 事業所において、熱中症等の予防対策や局地的な短時間豪雨等の発生に備えた対策に取り組みます。



寄島のメガワットソーラー

第5節 一人ひとりが環境保全に取り組むまちづくり

(環境教育及び環境保全活動)

本市の多彩な自然や景観を将来にわたって維持・向上させ、持続的な発展が可能な資源循環型の社会を構築していくためには、市民一人ひとりが地域の環境について学び、理解を深めることと、将来、環境に配慮した行動のできる人材を育成していくことが重要です。

学校や地域の様々な場において、環境学習・教育の機会を設定し、学校や地域、事業所の自主的な環境行動の実践を促します。また、市内外の様々な主体との連携を深める環境活動のネットワークづくりを進めます。

1 子どもたちへの環境学習・教育を推進します。

環境学習・教育には、現地で「実際に見て、触れて、体験を通して、興味を持つ」ことが大切です。こうした体験を通して、身近な環境の変化に対する感性を育て、環境の課題に対して、的確な判断や意思決定ができる子どもたちを育てていくことが望まれます。

環境の視点を取り入れた「総合学習」や身近な環境を活用した体験学習等を通して、環境学習・教育の推進を図ります。

- 地域と連携した学習・体験の推進
- 子どもたちの環境学習・教育の推進

行政・市民・事業者の取り組み項目

行政

- 市内で環境学習を推進している団体や事業者の周知や講師の派遣等を行うなど、学校での環境学習に積極的に取り組みます。
- 環境学習・教育を担う人材を育成し、地域や学校における環境学習での活用に向け、情報提供や体制づくりを進めます。
- 水辺の楽校をはじめ、地域の自然の中で学ぶ自然体験学習を推進します。
- 環境点検や生き物調査など、身近な環境への理解を深める学習を推進します。
- ごみ処理施設の見学会など、環境を学ぶ体験学習の機会を充実します。
- 総合的な学習の時間等を活用し、環境学習・教育のカリキュラムを整備します。
- JA や農林漁業者等との連携によって学校給食への地元食材の使用を増やすなど、地産地消を推進します。
- 健全な食生活の実現とともに、地域の食文化を継承する面からも、調理教室や親子料理教室など、食育の取り組みを推進します。

市 民

- 子どもたちに地域の体験学習への積極的な参加を勧めます。
- 地元産品の使用を増やすとともに、地域の伝統ある食文化を子どもたちに伝えていきます。
- 大人と子どもが身近な自然と一緒に学ぶ体験会等に参加します。

事業者

- 地域で開催される子どもたちの体験学習会等に指導者やインストラクターとして参加するなど、知識や経験を活かして協力します。
- 子どもたちの体験学習、施設見学会の開催等に積極的に協力します。

2 みんなで取り組む活動を推進します。

学校や地域での環境学習・教育、市の広報紙やホームページによる情報提供、環境保全活動の機会や場の設定等により、市民の関心と理解、意識を高め、地域が一体となった環境保全活動を推進します。

- 地域における環境学習・教育の推進
- 事業者の環境意識の向上
- 地域が連携した環境保全活動の推進
- 環境保全活動のネットワークづくり

行政・市民・事業者の取り組み項目

行 政

- 環境衛生協議会と連携した環境学習イベントの実施により、市民・事業者・行政が一体となった環境保全を推進します。
- 公民館等での生涯学習のなかで、環境学習・教育を取り入れ、市民一人ひとりの身近な環境や地球環境問題への関心と理解を深めます。
- 事業活動における環境への配慮が促進されるよう、情報提供や講師派遣等により、職場における環境教育の実施を支援します。
- 岡山天文博物館等の施設や各種イベントを活用し、多くの市民が環境について学ぶ機会を充実します。
- 地域の環境活動団体等と連携し、指導者やガイドの育成を図ります。

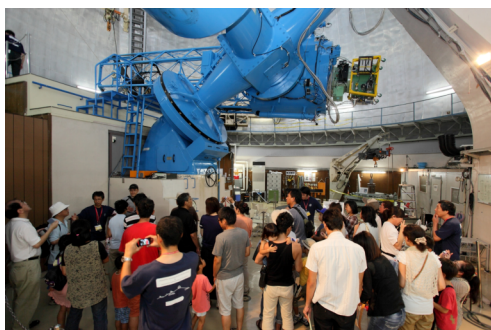
- 市内外の関係機関・環境活動団体・事業者・個人等との幅広いネットワークをつくり、講師や指導者の確保に努めます。
- 環境活動に関連する情報の提供や指導者の紹介・派遣など、地域が一体となった環境保全活動を積極的に支援します。
- 多くの市民や事業者が環境情報を収集できるよう、市の広報紙やホームページだけでなく、SNS も活用した情報提供を推進します。

市 民

- 市の広報紙やホームページ等の情報から地域環境の理解を深めます。
- テレビや新聞、雑誌、インターネット、SNS 等を利用し、地球環境問題やエネルギー問題について認識を高めます。
- 身近な自然観察会、環境に関する勉強会、環境フェスタ等に積極的に参加します。
- 地域の美化活動や様々な環境保全活動に積極的に参加します。
- 経験や知識を活かし、講師や指導者として地域の環境保全活動に貢献します。

事業者

- 環境・エネルギーに関する講習会やイベントに積極的に参加し、知識と理解を深めます。
- 環境問題やエネルギー対策等の社内研修会を開催するなど、環境問題に対する従業員の意識向上に努めます。
- 事業所の状況や事業活動の特性に応じた環境保全活動を積極的に実践します。
- 地域が一体となった環境保全活動への積極的な参加と協力を努めます。
- 出前講座の講師派遣、事業所での見学会や体験会の開催など、学校や地域の環境学習・教育の推進に協力します。



岡山天体物理観測所 見学会

